

平成23年9月29日

於 教育委員会室

平成23年9月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成23年9月大和市教育委員会定例会

○平成23年9月29日（木曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	森山寛
2番	委員	石川創一
3番	教育長	滝澤正
4番	委員	篠田優里
5番	委員	青蔭文雄

○事務局出席者

教育部長	田中博	こども部長	吉間一治
文化スポーツ部長	酒井克彦	教育総務課長	堀内一雄
学校教育課長	大澤一郎	保健給食課長	臼井博
指導室長	西山誠一郎	教育研究所長	中田朝夫
青少年相談室長	岩堀進吾	こども・青少年課長	村井英雄
文化振興課長	北島滋穂	生涯学習センター館長	西山正徳
図書館長	井上克彦	スポーツ課長	林武人

○書記

教育総務課 政策調整 担当係長	飛田幸人	教育総務課 政策調整 担当主事	澤村のどか
-----------------------	------	-----------------------	-------

○日程

1	開会	
2	会議時間の決定	
3	前会会議録の承認	
4	会議録署名委員の決定	
5	教育長の報告	
6	議事	
日程第 1	（議案第32号）	大和市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について
日程第 2	（議案第33号）	大和市中鶴間ふるさと館条例施行規則の一部を改正する規則について
日程第 3	（議案第34号）	平成24年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針について
日程第 4		大和市教育委員会委員長の選任及び委員長職務代理者の指定について

日程第	5 (議案第35号)	大和市教育委員会教育長の任命について
7	そ の 他	
8	閉 会	

開会 午前9時30分

- 青 蔭  
委員長
- ただいまから教育委員会9月定例会を開会いたします。  
会議時間は、正午までといたします。  
前回の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。  
今回の会議録署名委員は、1番森山委員、2番石川委員にお願いいたします。  
続きまして、教育長報告をお願いいたします。
- 滝 澤  
教育長
- 9月の教育長報告をいたします。  
前月定例会以降の動きということで、四つございました。  
その中で、4番の大和なでしこ賞授与式と交流会ですが、9月25日の日曜日、10時から保健福祉センター及び林間小学校で実施されました。  
これは、川澄選手、上尾野辺選手、大野選手の3名を、本市にゆかりのある選手ということでお招きし、南林間駅からの凱旋パレード等、交流の場を設けたものです。特に川澄選手については、中央林間小学校、つきみ野中学校と、本市の小・中学校をご卒業であり、大変深い関係です。当日は1万人という報道がございましたけれども、昨日の新聞では3万4,000人という数字が出ております。相当な数の市民の方が来て、元気をもらった、感動したという感想も聞かれました。  
それに先立ち、午前中は林間小学校体育館において、市内の小学生サッカーチームの子どもたちなど380名ほどが集まり、上尾野辺選手、川澄選手との交流会がございました。  
あいさつの後、子どもたちから2選手への質問の時間がありました。サッカー技術の上達についてなど、さまざまな質問にお答えいただきながら、交流することができました。  
子どもたちにも、また保護者の方にとっても感動的な状況だったと思います。子どもたちにしてみたら、夢を実現するモデルのような選手と

身近に接することができ、たくさんの勇気をもらえた交流会だったので  
はないかと思います。これはサッカー協会の主催でした。

保健福祉センターでの「やまとなでしこ賞」授与式については、ノー  
ベル賞を受賞された根岸先生にもお越しいただき、市長を交えた5人の  
トークショーもございました。

特に印象的だったのは、司会者から根岸先生に対し、3選手について  
どう思いますか、という質問があり、根岸先生が「エックスファクター  
を感じる」とお答えになったことです。

辞書で調べたところ、「ファクター」とは、新しく作り変えるとか、  
改革といった意味があるようです。「エックス」は未知数ということ  
で、「エックスファクター」とは、限りなく可能性を持った、新しく耕  
していく、という意味と捉えました。この言葉は、非常に根岸先生らし  
いと感じました。

今度は逆に、3選手に対し、根岸先生はどのように映りますかという  
質問がありました。川澄選手はそれに、さらりと「根岸先生にもエック  
スファクターを感じる」と答えており、さすが切り返しが上手いと感じ  
ました。

そのような対談もあり、出席していた我々も充実した時間を過ごすこ  
とができました。市民やマスコミからの反響が大きく、大和市民も元気  
と勇気をもらったのではないかと思います。

続いて、9月議会の一般質問について報告いたします。16名の議員  
から、教育委員会関係のご質問がありました。

国兼議員と宮応議員からは、給食食材の放射能検査と、産地の公表に  
ついてご質問がございました。

それに対しては市長が、学校を初め保育所、病院の給食の食材につい  
ては、放射能への不安の声が寄せられていることから、検査の実施や産  
地の公表を検討していくという、前向きな答弁をしております。

また、教育委員会としても部長答弁の中で、より安心してもらうた  
め、食材の放射性物質検査の実施に向けて検討を進めていく、と答えて  
おります。

山田議員からは、発達障がいの早期発見と支援の強化についてご質問がございました。

特に議員からは、鳥取県と栃木県で既に施行している5歳児健康診断についての話がありました。5歳児健診により、発達障がい疑われる子どもたちが見つかれば、就学までに1年間あるため、親御さんも対応について十分学習することができるということでした。その1年間を経て入学を迎えることで、発達障がいの特性に具体的に対応できるようになるのでは、という提案がございました。

これについては、今後考えなければならないものの、課題が大きいため市長の答弁になりますが、5歳児健診の具体的な実施について言及されませんでした。

また、発達障がいの窓口を設置したらどうかという提案がありました。保健福祉部、こども部、教育委員会が連携し、そのような窓口を作ると、対象の子どもたちは、乳幼児期から児童期への移行がスムーズにいくだろうということでした。

これに対しては、本市の小学校では幼児期から児童期への移行を円滑にするために、小学校の教員が幼稚園や保育所を訪問するなど、教師間での連携を図っていること、就学相談の機会を活用し、適切な就学場について保護者に助言していること、また相談の過程で得られた内容を各小学校に引き継ぐとともに、支援シートの「かけはし」を活用していくことを答弁しました。一方、「かけはし」の活用については、通常学級ではまだ十分とは言えない実態もあり、さらなる周知を進めていくとも伝えました。

三枝議員からは、中学校の教科書採択結果を含む市の教育行政について、4点質問がございました。

その中に歴史・公民の教科書採択の方法とその結果についてのお尋ねがありました。これについては、教育委員会7月定例会において、公正、適正な教科書採択をしたという答弁をいたしました。

また、大和市における読書感想文コンクールの充実・拡大についての質問がございました。議員のご意見としては、市独自でコンクールを開

いてはどうかということでした。

それに対しては、今後、各学校に配置した学校図書館司書と、児童・生徒との関わりを深めながら、読書感想文コンクールを含めた読書フォーラムの実施などについて、積極的に検討していくという答弁をいたしました。

井上議員からは、歴史・公民教科書採択についてのご質問がございました。特に、歴史教科書の採択に関わる公開討論会を開いてはどうかというご意見がありました。

名古屋で行われた公開討論会は、市議会議員が企画し、歴史と公民の教科書についてのみ話し合いが行われたということです。これに対しては、本市では結論から言えば開く考えはないが、保護者、市民の感想を広く聞いて検討資料の一つとしたり、教科書展示会の開催場所の改善を図ったりしており、今後もそういう方向を堅持してまいりたいとお話しいたしました。

2点目に、採択検討委員、調査員の選出及び氏名等の公表についてのご質問がございました。

それについては、採択検討委員会委員は、6分野から合計11名の方をお願いしていること、また調査員については、各教科の知識や経験の豊かな教員を校長会から推薦してもらっていることとお話ししました。調査員と検討委員の氏名の公表については、情報公開の対象となっているという事実を申し上げました。また、採択検討委員会の議事録における発言者は、〇〇委員となっており、個人名を出しておりません。個人名を使うかどうかについては、今後検討課題にしたいとお答えしました。

中村一夫議員からは、心の教育、障がい児教育、中学校の教科書採択についてご質問がございました。

心の教育の重要性についての質問でしたので、道徳教育の実情をお話ししました。中村議員も小学校の道徳の授業を実際に参観され、大変感動したとのことでした。引き続き道徳教育については、しっかりと実施してほしいとおっしゃっていました。

障がい児教育についてのご質問には、発達障がいに対する理解を深めることが大切であり、さまざまな機会を通して指導していく、また保護者の理解も重要であり、PTAの講演会で教職員と保護者が一緒に専門家から学ぶ機会を設けている、と答弁いたしました。

中学校の教科書採択についてのご質問では、特に「我が国と郷土を愛する」という視点での議論がはっきりとなされていないのではないかと、というご指摘がありました。

これについて、教育基本法第2条の教育の目標には、「我が国と郷土を愛する」だけでなく、幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、創造性、主体的な態度、生命尊重、自然環境の保全など、5項目にわたる重要な内容が示されています。教科書採択に当たっては、それらの視点に立って総合的に調査、検討を進め、最終的には教育委員の責任と権限によって、本市生徒に最もふさわしい教科書を採択したと答弁いたしました。

中村優子議員からは、ことばの教室についてのご質問がございました。

まず、ことばの教室の現状についてですが、今年度、林間小学校に市内3校目となることばの教室を新設したことで、北部、中部、南部に揃いました。5月1日現在の通級児童の内訳は、渋谷小学校に42名、草柳小学校に45名、林間小学校に40名、合計132名で、各学校4名ずつの担当者が指導に当たっているとお伝えしました。

教師の研修と育成及び配置については、専門性の高い教員を配置し、児童と保護者への的確な指導を充実させるため、研修を実施してほしいとのご意見がありました。

これについては、経験豊富な指導者を中核として配置し、新任研修に加えて職場内での指導ができるよう配慮していることと、研修の具体的な中身について説明いたしました。

さらに、教室環境の整備についてですが、施設面では通級する児童に配慮し、専用の玄関を設けて直接指導教室まで行けるようにしているほか、三つの指導教室のほかに職員室、保護者のための待合室、検査室を

設置しています。また、マジックミラーやモニターを完備し、子どもたちが指導を受けている様子を保護者が観察できるようにしたり、プレイルームを併設したり、直通電話を設置して保護者の相談に対応しやすいようにしたりと配慮しています。

このように、ことばの教室の取り組みと現状についてご説明申しあげました。

以上、一般質問に対しての教育委員会の答弁の概略について申しあげました。詳しくは議事録でご確認いただければと思います。

教育長報告は以上です。

○青 蔭 委員長 ただいま教育長のご報告がございました。質疑がありましたら、よろしくお願ひいたします。

篠田委員。

○篠 田 委 員 今回、9月24日に初めて中学校の運動会に出席したので、感想を述べさせていただきます。

クラス対抗や色別対抗の種目が多く、白熱した運動会で、私自身も楽しませていただきました。生徒たち全員が一生懸命に取り組んでいて、やる気のない子がいなかったことに感心しました。

教師も、生徒たちに負けないぐらいの気合いが入っており、クラスの団結力というものを感じました。行事を大切に、一生懸命取り組んでいくことは、今後の学習意欲にもつながると思います。とても素晴らしい、盛り上がった運動会でした。

以上です。

○青 蔭 委員長 ほかにございますか。

森山委員。

○森 山 委 員 私も運動会の盛り上がりや、生徒の頑張っている姿に感動しましたが、一方で気になったことが一つあります。

9月17日だったと思いますけれども、この日は日差しが強く、運動会では、特に女性教員の服装に随分違和感を覚えました。あまりにも日焼けを気にし過ぎて、とても運動会に出てくる服装ではない。深々とした大きな帽子をかぶり、顔を隠すように手ぬぐいで覆い、長袖のシャツ



を着ていました。子どもたちは皆、半袖にトレーニングパンツなのにもかかわらず、教員は、日に当たるのが放射能に当たるぐらい怖いとでもいうような格好です。生徒に指導をする教員の服装としては、やり過ぎだと感じました。

小学校の場合は、体育の時間は担任が指導していると思うのですが、同様にあのような服装で行っているのでしょうか。日焼けが気になるのは分かるけれども、もう少し考えた方がいいと校長にも話したのですが、なかなか難しいとのことでした。

特に中年の教員にその傾向が強く、若い教員は潔い格好の人が多かったと思います。あれは運動場に出てくる格好ではないと、気になりました。

○滝澤 教育長 私もその時ちょうど森山委員とご一緒して、それを強く感じました。体育の指導という視点でいったら、ちょっとあの出で立ち、と首を傾げたくなる教員が一部いました。

逆に素晴らしいと思ったのは、教員たちが統一のユニフォームを作り、「頑張ろう」などのコメントをレイアウトして皆で着ていたことです。校庭の中で、保護者や子ども、市民が遠くから見ても、あれは教員だと一目瞭然で分かるようになっていました。

教員がユニフォームを統一して気持ちを一つにし、学校の大きな行事に一丸となって取り組むという意気込みを感じた学校が、近年に比べ今年は随分と多くなっています。

このことを私は肯定的に評価をしていますが、先ほどの森山委員のご指摘については、残念ながら各学校に指導をしていかねばならない課題だと思います。

○青 蔭 委員長 ぜひそのようにしてください。

石川委員、よろしいでしょうか。

○石川 委員 私も二日間にわたって運動会を見に行きました。一つの学校は1,000人近くいる大きな学校で、もう一つは小さな学校でした。規模が極端に違う二つの学校でしたが、それぞれ工夫されていました。例えば小さな学校は、2学年一緒に演技をするなどの工夫をされており、それぞれ

よかったと思います。

教員の格好については、確かに一部そういう人もいたかもしれませんが、ほとんどの人、特に今増えている若い教員たちは、元気な服装で飛び回っていて、よくやっていたと思います。

○篠田委員 私が出席した中学校では、本当に先生たちの熱心さが見られました。服装で言うと、赤、青、白といった色別に、自分の持っている服の中からそれに合わせた色を着ていたようです。気持ちが込められているとか、自分たちで工夫して、学校一丸となって一つの行事に取り組んでいるという姿勢が見られて、見ていて気持ちがよかったです。だから森山委員がおっしゃったような状況ですと残念に思います。

○青蔭委員長 服装の件は、そんなに多くないと思いますので、教育長からご指示をお願いできればよろしいかと思います。  
ほかによろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○青蔭委員長 ほかにないようですので、教育長報告に対する質疑を終了させていただきます。

## ◎議 事

○青蔭委員長 それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第32号「大和市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。堀内教育総務課長。

○堀内教育総務課長 学校開放については、学校教育法と社会教育法において、学校教育上支障のない限り、社会教育その他公共のために利用させることができるとなっております。本市では大和市立学校施設使用条例を定め、スポーツや社会教育活動に、校庭、教室などの学校施設を開放しております。

本議案に関しては、先月の教育委員会定例会でご審議いただいた大和市暴力団排除条例が、9月議会で可決されたことに伴い、大和市立学校施設開放条例が改正されております。

大和市立学校施設開放条例の下に、大和市立学校施設使用条例施行規則と、大和市立学校施設の開放に関する規則という二つの規則があり、運用形態が所管ごとに分かれております。例えばスポーツ課ですと、学校施設の開放に関する規則に基づいております。生涯学習センターと教育総務課で扱っているものについては、学校施設使用条例施行規則に基づいております。それぞれ申請書や使用料の減免など、運用方法が異なっていることから、今回の条例改正に合わせ、この二つの規則を一本化するものでございます。

それでは、主な改正点をご説明させていただきます。

改正案第2条に、対象となる活動がございます。現行では、社会教育関係団体、公共的団体など、団体で使用範囲を規定しております。改正案では、運用の実態に合わせ、施設で使用できる活動、1号では社会教育活動、2号ではスポーツ活動、3号では教育委員会の認めるものと、対象となる活動で規定したものでございます。

次に、第3条、使用時間等でございます。これにつきましては、スポーツ課が所管の学校施設の開放に関する規則で規定しておりますが、もう一つの規則にはなかったため、使用可能日に関する規定を追加するものでございます。

具体的には、12月29日から1月3日についてはすべての施設、教室等の関係については、月曜日以外の日で学校長が学校教育上支障がないと認める日について使用可能日とするものでございます。

次に、第4条、利用者登録の申請、その次の第5条、利用者登録の承認等、次の第6条、利用者登録の有効期間につきましては、従来の運用と変更はございません。しかし、これも一本化する本規則にこのような規定がないことから、大和市立学校施設の開放に関する規則と、生涯学習センターで所管する学校施設の使用に関する要綱の中から、本規則に追加するものです。

具体的には団体の構成員を、社会教育活動では二人以上、スポーツ活動では10人以上とし、事前に登録の申請を受けることなどを規定しているものでございます。

次に、第7条、使用の申請についても従来の運用と変更ございませんが、本規則には社会教育活動やスポーツ活動で継続的に使用する場合の申請期間に係る規定がないことから、追加するものでございます。

具体的には、手続きの期間を、教室などを継続して使用する団体は、前月の初日から使用日の五日前まで、校庭や体育館を継続して使用する団体については、地区によって締切日が異なっているため、教育委員会が別に定める日までとしております。また、地区行事などで一時的に使用する場合については、3か月前の初日から使用日の五日前までに手続きするという規定です。

次に、第10条、使用料の減免についてですが、従来は減免の区分を表記しております。

具体的には、大和市が使用する場合は全額免除、社会教育関係団体が使用するときは全額免除というように表記していましたが、これを別表にまとめたものです。改正案の別表2で、1番から6番まで分け、1番は市が主催し、または共催する事業等のために使用するときは全額免除というように表の形で別にまとめました。

なお、現行の第7条の2項、社会教育関係団体につきましては、これまで5時以降を除き使用料を全額免除しておりましたが、スポーツ活動等の団体との整合を図るため、2分の1の減額としております。別表2の6番目に「第5条第1項に規定する登録の承認を受けた者が使用する」とあり、ここに社会教育関係団体が入ります。減免の範囲が2分の1の額となっておりますので、ここが変更になります。

次に、現行規則第10条、使用許可の取り消しについては、暴力団排除条例の制定に合わせて学校施設使用条例を改正した際、暴力団の排除規定を追加しましたが、それに合わせ、本条項も条例に移したため、こちらは削除しております。

改正案の第13条ですが、文書等の種類で、新規のものです。現行の第3条2項にあった文書等の種類を削除し、第13条へ移したものでございます。

附則については、まず第1項の施行期日ですが、本規則の適用を今年

10月1日からとするものでございます。ただし使用料の減免については、周知期間が必要なことから、平成24年4月1日から適用し、それまでは現行どおりとしています。

第2項の準備行為ですが、使用の申請や減免、使用の決定などについては、施行日前であっても必要な準備行為を行うことができるものとし、使用日が施行日以降であればその申請等は事前に受け付けるというものでございます。

第3項の経過措置ですが、規則の施行後も用紙等が残っている場合については、必要な補正をして使うことができるという規定でございます。

最後に第4項ですが、規則の一本化に伴い、大和市立学校施設の開放に関する規則を廃止するものでございます。

以上です。

○青 蔭 委員長 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

森山委員。

○森 山 委員 第2条の改正で、このように表現を大きく変えたのは、どのような理由からでしょうか。

○堀 内 教育総務課 長 今まで団体ごとに分かれていたのですが、それを使用する施設ごとに分けたほうが分かりやすいと考えたものです。例えば改正案は、1号の特別教室や音楽教室、美術室を使う場合は、生涯学習センターに申請する、2号の校庭、体育館等で使う場合はスポーツ課に、それ以外で使用する場合については一時的のもので、教育総務課に申請するというように分けております。

今までは、スポーツ団体も社会教育関係団体に入ってしまうなど、団体で区分がしにくいという問題もあったため、目的に応じて使う場所ごとに分けて整理いたしました。

○森 山 委員 ということですか。

委員 これによると、普通の教室を開放することはないのですね。

○堀 内 学校施設使用条例の中の別表第2で、使用料金を定めており、その中

- 教育総務課長  
○森山委員  
○西山生涯学習センター館長
- で教室も規定しておりますので、貸し出しできます。
- そうすると、それらを網羅するようにしないと、第2条の表現では教室が使えない感じになっていませんか。
- その点についてご説明させていただきます。
- 第2条第1号の音楽室、美術室等々については、生涯学習センターで管理している小・中学校9校の開放を考えて当てられております。
- 音楽室、調理室等々は学習センターとして貸し出しており、一般の教室を貸し出す場合は3号になります。
- ですから、2号関係はスポーツ課で、3号関係は教育総務課で受け付けることになっております。
- 堀内教育総務課長  
○森山委員
- 補足させていただきますと、継続的か一時的かという使い方で分けております。通常の教室については、ふだん授業で使っておりますので学校教育上支障があり、継続的に貸すことは通常ないという判断のもと、このような形になっております。
- これは分かりにくい。施設で分けたとおっしゃいましたけれども、一般の教室という施設は入っていない。
- 3号は、施設で分けたのではなく、「その他公共のための活動で教育委員会が特に認めるもの」ですから、目的別です。つまり分類が混乱しているのではということです。
- 施設で分けるのならここに、貸し出すことのできるすべての施設が網羅されなければいけない。ところが、ここでは網羅されていない。ですから使う方から見ると、どうすればいいか分からないということになりませんか。
- 堀内教育総務課長  
○森山委員
- 先ほど申し上げた学校施設使用条例の中で、どこが使えるかを規定しております。
- 第2条で、使用できる学校施設は別表のとおりとあり、別表には、教室、調理室、電気陶芸窯、体育館、武道場、校庭等記載しております。
- それは分かります。しかし、規則を見てもそれが分からないようでは困ると私は申し上げているのです。

- 堀内 通常、条例や規則の整備では、重複を避けるため、条例で謳ったものは規則では敢えて謳わないようにし、足りないところを補足するものとしてご理解いただければと思います。
- 森山 旧規則は使用目的ごとに決めていた。しかし、それが使用目的ごと、使用団体ごとでは、どの団体になるか分かりにくいので、使用する施設ごとに決めたとやっている。それでいて、教室というのがどこにも出てこないのは変でしょう。
- 堀内 1号、2号に入らないものが第3号に当たります。分かりにくいのは、教育委員会が認めるものという書き方に問題があると思います。
- 森山 もし施設で分類するのなら、第3号はその他の施設で、とならなければおかしいと申し上げております。
- 西山 3号の部分には、森山委員がおっしゃるような論理矛盾を若干感じますので、検討しないといけないかと思います。
- 篠田 学校施設使用条例にある、教室などの別表に関しては、全部継続でないから単発と考えて3号になるのですか。
- 堀内 おっしゃるとおりです。
- 森山 これは明らかに、分け方に無理がある。継続的に利用するもの以外は3号に入るわけですね。そうすると、3号に入ればすべての施設になる。体育館を一時的に利用するのも3号、それから音楽教室を一時的に使用するのも3号。つまりこれは、施設ではなく申し込む窓口別に分けてある。だから非常に奇妙になっているのです。
- これを讀んだ皆さんには、非常に分かりにくいと思いますので、もう少し練り直していただけないでしょうか。私はこの分類では無理があると思います。
- 篠田 私も最初これを見て疑問を感じました。今回、規則としては、二つに

- 委員 分かれていたのを一本化したけれども、使用者が行う申請手続としては、まだ今後、現状どおりでいくという考えでよろしいですか。それとも、今後それもまとめていく可能性があるということでしょうか。
- 堀内 教育総務課長 先ほどの森山委員のご意見にもつながるのですが、窓口別に分けておりますので、現状手続きは変わりません。ただ、今後については一元化等の検討も必要かと思えます。
- 森山 委員 受付窓口だけは、一元化したらいかがですか。
- 堀内 教育総務課長 学校開放にはさまざまな方が関わっているため、急に一元化ということも難しいです。運用実態がかなり異なっておりますので、とりあえず約束事を、このような形で一本化し、できるだけ運用を統一するということで、ご審議をお願いしているものでございます。
- 森山 委員 窓口や規則がややこしいから一本化し、規則、条例も、市民の目から見てもより分かりやすい方向を目指すものと思っていたのですが、依然として窓口だけは役所の都合で分け、窓口別に、こういうものはここに申請しなさいとなっている。「対象となる活動」としていながら実は、申請の窓口を書いているものだから、非常に分かりにくい。これはいけません。
- 堀内 教育総務課長 おっしゃることは十分わかります。今、運用がかなり異なっている中で、規則を一本化したことも無理がありますので、この中ではどうしても補えない部分については、要綱や内規で運用しなければならないものがございます。
- 最大公約数的にまとめたものが、一本化した規則だにご理解いただければと思いますが、その中で無理に、対象となる活動とまとめたことによって、今回のご不審が出たのだと思います。
- 森山 委員 格好つけず、いっそのこと申請窓口別にこうすると書いたらどうなのでしょうか。
- そうするといかにもお役所的だから、このようにしたのだと思いますが、それによってますます分からないものになってしまったわけです。これはこの窓口に、その他のものはここに申請を、ということと、対象



となる活動というのを一緒にたにしたから分かりにくいのだと思いますけれども。

○堀内 将来的に一元化した場合には、そうなると思うのですが、その前の段階として活動でまとめたいという、オブラートに包んだようなまとめだったので、本当に分かりにくくなっていると思います。しかし、現時点では、すぐに一本化というのは難しい話ですので、ご理解いただければと思います。

○森山 あまり理解できません。市民が読んで分かる規則にしなければいけないというのが、こういうものの大原則です。行政の都合で、読んでも訳が分からないような条例、規則は、廃すべきです。

このように基本的なところで、間違っている気がするので、もう少し考え直していただきたいというのが私のお願いであります。

○青蔭 そのような森山委員のご意見でございますので、文言の整理と、それから根本的に、もう一度考えられるものなのでしょうか。

○堀内 先ほど附則の中で申し上げましたが、できれば10月1日施行で進めたかったこともあります。施行期日を修正しながらということであれば可能かと思いますが、その他、減免規定の周知期間などの問題もございますので、なかなか難しいところです。

○青蔭 分かりやすい文章に改めることについてはどうですか。細かく分けるか、あるいは何か付記するなどはできますか。

教育長、お願いします。

○滝澤 いろいろと捉え方はあると思います。改正案では随分整理をしてありますし、市民が活用しやすいという意味では、継続という言葉の中で、実際使用している人たちは理解されると思います。

1号と2号については、継続ということで性質を定め、場所と使用日時が大体固定されると思います。利用に際しては、3号が特異な部分であると思います。

森山委員のご指摘の教室使用についても当然想定されますが、基本的には学校の子どもたちが使用しています。そこには子どもたちの私物や、教材等もございますから、それらがなくなったり、壊れたりしたと

きの責任問題等もあります。

学校の子どもたちが学習する場を活用するという大原則がありますので、もし特別教室以外の教室をとという話が出てきた場合については、学校とも相談していかなければなりません。これは小学校と中学校でもまた違うと思います。そこで、1号、2号に該当しないものは3号でということでご理解いただき、教育委員会で適切に対応していく、また誤解のないような周知をしていく、という中で森山委員のご意見を受け止め、この作業を進めさせていただけたら大変ありがたいと思います。

○森山委員 少なくとも規則や条例を作るときには、もう少し気をつけてもらいたいというのが私の本心です。

今回のように、だれが見ても変で、どうすればいいのか分からないものを規則にするというのは、市民の目線に立っているとは言いがたい。今の件でもし譲るとしても、3号だけは改めてもらえませんか。これ以外の施設や目的で使用する場合もあることがわかるようにしてほしい。

○堀内教育総務課長 目的は、社会教育法や学校教育法の中で、学校教育上支障のない範囲で社会教育または公共的のためと謳われているので、敢えてこの規則の中で謳う必要はないと考えます。

ただ、これだと場所を言っているのか活動を言っているのか、よく分からないところがあります。こちらの趣旨からすると活動なのですが、実際は場所ですので、そこは整理させていただきます。

○森山委員 場所だけでいいのかどうかは、私もよく分かりません。教育委員会が特に認めるケースというのは、スポーツ施設も含め、要するに全部の施設についてあり得るのでしょうか。

○堀内教育総務課長 はい。

○森山委員 だから3号というのは、単純に施設だけでは分類できないということです。ですから、こういうケースは3号で、ということが分かるようにしてほしいのです。

○堀内 1号、2号が、継続的な使用ということで、通常登録している団体が

教育総務課長 活用する場合を規定しております。それ以外のもの、ということで3号を作っております。ですから、例えば自治会や地域の活動で、一時的に使用するときには、登録している団体でなくても学校の使用を許可する、それが3号に当たるわけです。そういう運用をしているとご理解いただきたい。文言については、場所だけではないというのは、おっしゃっております。

○青 蔭 委員長 普通の教室を今まで貸し出したことはあるのでしょうか。

○堀 内 教育総務課長 通常の場合はほとんどありません。3号が教育総務課の所管ですが、年間70件です。1校当たりになると3件もなく、地区、あるいは保育園、幼稚園の運動会で校庭を使用するものです。

1号、2号については、生涯学習センターとスポーツ課で、それぞれ登録している団体に貸しています。スポーツにおいては千何百件と、かなりの件数があります。それで、継続的とそうでないものと分けております。

○青 蔭 委員長 分かりました。

森山委員、この3番の文言はいかがですか。

○森 山 委員 私もすぐに文言までは思いつきませんが、今私が申し上げたようなことが、皆さんにも分かるような文言にぜひ改めていただきたいということです。

○青 蔭 委員長 石川委員、いかがですか。

○石 川 委員 要するに、現行の1、2、3の使用の範囲から、中身を変更したわけではないのですよね。

○堀 内 教育総務課長 はい。先ほど申し上げましたように、社会教育関係団体の中にはスポーツ団体も入っていますし、それぞれ別々のところに登録しています。それを、登録先ごとに分けたとご理解いただければと思います。

○石 川 委員 だから、「対象となる活動」という題にしながら実は、対象となる活動を窓口別に分けたと解釈していいということですね。

それと、音楽室、美術室、技術室、その他の特別教室等とあるけれ

ど、この「特別教室等」というのは、特別教室以外に何かあるのかどうか、これもよく分からない。それはそれとして、問題は森山委員がおっしゃっている3号です。

1号、2号は継続的で、3号は継続的でないとするのなら、それはある程度はつきりさせたほうがいい。そういう意味での分類をしたのであれば、その他の公共的な活動とは、継続的ではないという意味には特に思えない、それを規定しているとは思えないと思います。場所云々だけでなく結局、継続的かどうかという分け方をしていることから考えると、3号の文言は分かりにくい気がします。

○森山委員 1号、2号は、要するに登録団体以外認めないわけでしょう。だから正直に、登録している団体を1号、2号で定め、登録していない単発的な団体の使用については3号に定める方が分かりやすいのでは。

○堀内教育総務課長 そのとおりに作ったつもりなのですが、今回この点は法制担当にも調整を取っており、役所の使い方で1、2以外がその他という解釈になってしまいます。

その辺で誤解を招いたのではないかと思います。「その他公共のため」の「その他」を、「公共」に係る修飾語のように捉えられたのかと思うのですが、実際には1号、2号以外がその他ということです。うまく言い回しができればいいのですが。

○篠田委員 利用者の立場からは、今までの分け方より、今回の登録先別の方が分かりやすくなっていると思います。ただ、これまで森山委員も石川委員もおっしゃっていたように、3号をもっと分かりやすい文言にすることが必要かと思います。

それと、1号は小・中で9校だけということは、どこで分かるのでしょうか。

○西山生涯学習センター館長 要綱の中で規定しております。資料としてはお持ちしてございません。

○青蔭

篠田委員は、9校だということを、一般の方はお分かりになるのかと

- 委員長 質問していらっしゃる。それで常時使っている方には、ご理解いただけるのですか。
- 西 山 生涯学習センター館長 はい。広報やまみやガイドブックなど、さまざまな形で市民の皆さんにお知らせしておりますので、分かっていると思います。
- 青 蔭 委員長 周知はされているということですね。
- 西 山 生涯学習センター館長 はい。
- 青 蔭 委員長 篠田委員、広報で周知されているということでございます。
- 篠 田 委 員 長 そうですか。初めて見た人に見れば、どこの学校でも使えるのかと思ってしまったんですけれども、使っている方は分かっているということですね。分かりました。
- 滝 澤 教育長 この9校については、今後はどんな方向でいくのですか。
- 西 山 生涯学習センター館長 一般の人が職員室の棟等に入ると、管理上問題がありますので、現在は、そこを別々に管理できる体制の学校を解放しております。
- 滝 澤 教育長 現在は9校がその体制になっておりますので、9校開放しています。今後もそのような体制ができ次第、開放していきたいと考えております。
- 西 山 生涯学習センター館長 現在では、10校にはならないと。今のところは9校を維持という解釈でいいですね。
- 西 山 生涯学習センター館長 はい、そうです。

- 滝澤 管理上の問題があるということですね。  
教育長
- 堀内 今回、体育館の建て替えを行った関係で、大和小や緑野小には特別教室を作りました。そういう大規模な工事があった際に、開放できるように施設を追加していくと、9校から新たに増えていくということでございます。
- 青蔭 分かりました。  
委員長 では、この3号を、もう少しわかりやすい文言に整理していただけますか。
- 滝澤 今の指摘を再確認させてください。  
教育長 この3号については、事務局で修正案を提案するというところでよろしいですか。
- 森山 お任せします。結構です。  
委員 ただ、変わりませんでした、ということにはならないようにしてください。
- 堀内 1号、2号はご理解いただいたということでもよろしいでしょうか。  
教育総務課長
- 森山 分かりにくいですが、仕方がありません。
- 堀内 はい。3号について、1号、2号以外だとわかるような表記をします。  
教育総務課長
- 青蔭 ほかにございませんか。  
委員長
- （「結構です」の声）
- 青蔭 それでは、ここで、暫時休憩といたします。  
委員長

◎休 憩

○青 蔭  
委員長 再開いたします。

○堀 内  
教育総務 先ほどの議案第32号につきまして、修正というご意見がございましたので、第2条の修正案を提案させていただきたいと思います。

課 長 第2条の第1号、第2号は変更ございません。第3号、「その他公共のための活動で教育委員会が特に認めたもの」が分かりにくいというご指摘がございましたので、「前2号に掲げるもののほか、一時的に使用する公共のための活動で、教育委員会が特に認めるもの」という文言に修正させていただきたいと思います。

よろしくご審議お願いいたします。

○青 蔭  
委員長 今、文言の修正案がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭  
委員長 異議なしでございますので、議案第32号につきましては、この修正案にて可決いたします。

続きまして、日程第2 議案第33号「大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題いたします。

細部説明を求めます。北島文化振興課長。

○北 島  
文化振興 当案件につきましては、暴力団排除条例の制定に伴う変更でございます。既に大和市下鶴間ふるさと館条例につきましては、8月の定例会でご審議いただきましたが、それに伴う規則の改正でございます。

課 長

暴力団排除条例の制定に伴い、下鶴間ふるさと館の母屋の使用承認に関する条項を、条例に移行しております。

具体的には、第3条第2項、4条、5条、7条という使用承認に関する条項を、すべて条例に移行したため、規則から削除するという改正でございます。

以上でございます。

○青 蔭  
委員長 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

(「ありません」の声)

○青 蔭  
委員長

よろしいでしょうか。

質疑を終了いたします。

これより、議案第33号につきまして採決いたします。

本件の原案につきましてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭  
委員長

異議なしということでございますので、議案第33号は可決いたしました。

続きまして、日程第3 議案第34号「平成24年度大和市公立学校  
県費負担教職員人事異動方針について」を議題といたします。

細部説明を求めます。大澤学校教育課長。

○大 澤  
学校教育  
課 長

大和市立公立学校県費負担教職員人事異動方針につきましては、昨年度9月の教育委員会定例会において、委員から人事異動の目的を分かりやすく明確にすべきであるとのご意見をいただきました。そこで今回、前書き部分において人事異動の目的として「学校の組織力を高めるとともに、教職員の意欲と専門性の向上を図るため、また、教職員の世代交代が円滑に進むよう」という表現を盛り込みました。

さらに、この目的を達成するため、三つの基本方針を定めるとともに、それぞれの基本方針についての説明をつけ加えました。これについて説明させていただきます。

基本方針の1は、「適材を適所に配置する」です。教職員の能力を最大限に発揮できるよう、教科指導、教育研究、児童・生徒指導、特別支援教育、外国語活動、図書館教育、国際教育、部活動などの分野において、必要な人材を適所に配置していくこととなります。さらに適材を適所に配置することによって、教職員一人一人の意欲と専門性の向上を図っていくものであります。

特に新採用教員の配置に関しましては、司書教員免許を有する教員、英語に堪能な教員、部活動指導ができる教員などを、各学校の状況に応じて配置していくものであります。当然のことながら教職員の意欲と専門性の向上は、学校全体としての力にもつながっていくことになるかと考



えております。

2番目は、「教職員の編成を刷新強化する」です。管理職を含めた教職員の転任、配置換えや、新採用、再任用教職員の配置によって、教職員の編成を刷新強化し、学校の組織力の向上を目指していくものであります。

刷新強化に当たりましては、ただ単に人を入れ替えるということではなく、各学校の教育課題を十分踏まえ、意図的かつ計画的に学校組織を強化していく必要があると考えております。なお、その際、各学校における教職員の年齢構成、男女のバランス、勤続年数等を考慮して配置し、教職員構成の均衡が大きく崩れないように留意してまいります。

3番目は「若手教職員の育成を図る」です。今後、経験豊かなベテラン教職員が多く退職する中、若手教職員に対して、ベテランの教職員が持つ教育指導に関するノウハウをしっかりと継承していく必要があります。

なお、ここで教職員の定年退職に関する具体的なデータとして、平成23年度末には小学校24名、中学校12名、合計36名の教員が退職予定です。平成24年度末には小・中合わせて42名、平成25年度末には46名、平成26年度末には34名の教職員が定年退職する予定となっております。

こうした状況の中、新採用や若手教職員を各学校に配置するに当たっては、ベテランの教職員からノウハウを継承できるような環境作りに努めていく考えであります。例えば中学校において、それぞれの教科の教員が若手ばかりにならないよう配慮していく必要があります。また、部活動においても、ベテラン顧問がいるところに若手顧問を配置することによって、指導方法等の継承を図っていく考えであります。

さらに若手教職員には、早い段階で市や県の行政職の経験、企業研修、小・中学校間や他市町村との人事交流によって、さまざまな経験を積み、幅広い見識や広い視野を持った指導力のある教職員の育成を目指していく考えであります。

この背景としましては、現在各学校において40代の教員が少ない

中、今後、若手教職員が早い段階で、学校の中においてリーダー的な職務につくことが予想されることがあります。

以上、三つの基本方針は、当然のことながら互いに関係し合うものがありますが、今後これらの基本方針を念頭に置きながら、教職員の人事異動に取り組んでいく考えであります。

なお、参考として人事異動実施要領と人事概要について、簡単に説明させていただきます。

まず、人事異動実施要領の2についてです。転任及び配置換えの4番で、教育効果を高めるため、原則として、同一校勤続3年以内の者は異動の対象としないとしております。さらに5番として、同一校に多年勤務する者については、その能力と適性を考慮して積極的に異動を行うものとする。この場合、原則として同一校勤続8年を基準として異動の対象としております。

続きまして、4の昇任についてです。1番、校長の任用につきましては、小・中学校の学校種別にとらわれず、新進気鋭にして、人物・識見・能力・勤務成績・健康度等の優秀な者を任用するものとしております。なお、22年度末人事では、教頭から校長への昇任者は、5名のうち4名であります。4名全員が小学校教頭から小学校長に昇任しており、同じ校種での昇任となっております。

2番、教頭につきましては、「校長に準じて行うもの」としております。教頭昇任については、総括教諭からとなっておりますが、平成22年度末人事では教頭昇任者9名のうち、小学校で4名が総括教諭からの昇任となっております。その他5名につきましては行政職からの昇任となっており、今後もしもできる限り総括教諭、行政職からのバランスを大事にしていきたいと考えております。

続きまして、教職員人事概要についてです。

最初に、平成23年5月1日の県費負担教職員の人数ですが、小学校636人、中学校353人、合計989人となっております。昨年度と比較しますと、17人増加しています。過去の教職員数の推移につきましては、6の表に示しております。

次に1番、総括教諭・教諭の男女・年齢別に関する表ですけれども、小学校で一番多い年齢層は50歳代で全体の33.3%となっております。中学校でもやはり一番多い年齢層は50歳代で、全体の41.3%となっております。中学校は小学校よりもかなり比率が高くなっております。

小・中学校とも40歳代の教員が少なく、小学校では全体の12.3%、中学校では17.2%となっております。今後40歳代教員の人数が少ない中、30歳代教員のキャリアアップが急務とされております。男女の比率につきましては、小学校では男性が30.9%、女性が69.1%でほぼ3対7となっております。中学校では男性が56.8%、女性が43.2%という比率になっております。小・中学校での比率は大きく異なっている状況です。平均年齢につきましては、平成23年度5月1日現在、小学校が40.7歳、中学校が42.5歳、小・中全体では41歳となっております。

続きまして、2番の同一校多年勤務者数です。原則8年で異動の対象としておりますが、教職員の健康状況、退職年度、継続的任用が学校運営にどうしても必要とされるケース等によって、9年、10年となっているものであります。同一校多年勤務者の割合は昨年度、小学校で10.9%、中学校で14.4%でしたので、配置換えによって解消しつつあります。

続いて3番、平成22年度末の異動状況については表のとおりです。

4番、新採用教員の推移については、平成23年度は52名の教員を採用いたしました。平成16年度以降、36名を超える採用が続いており、世代交代が着実に進んできております。来年度につきましては、勸奨退職者、定年退職者、再任用希望者数によって、多少減少することが考えられます。

なお、中学校においてはこの間、新採用教員の増加によって部活動を持つ教員が増えたことによって、部活動の顧問問題については解消しつつあります。

5番、再任用教職員数の推移については、平成23年度は小学校で1



構成員の能力を高めることです。両方一緒になっているケースも多いと思いますが、それが組織力という言葉になったとすると、それで皆が分かればいいものの、少し分かりにくいと私には思えます。

○青 蔭  
委員長

石川委員、お願いします。

○石 川  
委 員

別件なのですが、教職員の人事異動に関しては非常に苦労していると思います。特に最近若手が増えている、その中で若手たちの育成を図るといって、一つ大きな柱立てをしたことは、大変よろしいと思います。

先ほど、実施要領の中で、若手の教職員に、早い時期にいろいろな学校を経験させるとありました。一般の教職員は同一勤務校8年とあります。他市を見ますと、新採用教員については4年、5年、6年といった期間同一校に勤務し、それで転勤させるところが、この近隣でもかなりあるように思えます。大和市ではどのように考えていますか。

○大 澤  
学校教育  
課 長

市によって、年次に関する勸奨の年齢があることも承知しております。大和市もこの3年間ほど、年次については具体的に新採用何年と規定はしていませんが、各学校長に対しては3年を過ぎれば異動できることを、特に新採用に対して働きかけてほしいと言っています。できるだけ若い段階でいろいろな学校を経験してほしいと働きかけをした結果、8年を待たずして異動希望を出す教員がこの間かなり増えてきております。そういった意味では、敢えて規定はしない中で、順調にそういった動きが作られつつあると捉えております。

○石 川  
委 員

ということは、基本的な考え方として、年数を区切るという方向にはなっていないと、考えてはいないわけですね。

8年いたらもう新採用ではなくなりますが、新採用から8年間ずっと同じ学校にいる教職員というのは、割合的にはどれぐらいいますか。

○大 澤  
学校教育  
課 長

今、データがございません。

○石 川

私はある程度の線で、6年ぐらいでも、とりあえず区切った方が、若

- 委員 手の教職員もむしろ出やすいのではという気がします。
- 青 蔭 教育長。
- 委員長
- 滝 澤 多分そうだと思います。今、現実には大体5年ぐらいで異動しているという実態が多いです。年齢にもよりますが、新採用で入って3年ぐらいで、結婚、出産という動きもあります。いろいろなケースがありますが、実態としては大体4、5年ぐらいで異動していて、7、8年はまずないように思います。
- 今後、新採用で8年は長いと思いますので、5年辺りで区切ることを考えていくべきかと感じます。
- 石 川 目安を示しておいて、そのときの事情によって対応可能という方が、新採用の人も逆に出やすいというか、校長に転勤を申し出しやすいのではと思います。
- 委員
- 青 蔭 大澤課長、ただいまの年次に関してのご意見についてはいかがでしょうか。
- 委員長
- 大 澤 一方、中学校では部活動指導等で、4、5年で異動となると指導の継続性という問題もあります。中学校は3学年で3回りすると9年であり、そのぐらいの経験を積みたい、あるいは部活動の指導も続けたいという強い希望がある教員が多くいます。新採用というのは、小・中で状況にも違いがありますので、今後検討していく課題であると考えております。
- 課 長
- 青 蔭 ほかにご意見ございますでしょうか。
- 委員長 森山委員。
- 森 山 これは異動方針ですから、組織力だけは引っかかるけれども、これでいいと思います。しかし異動を決めるに当たっては、これまでの異動のケースから見て、できるだけ学校現場の声を反映してほしいと思います。それと気になっているのは、任期が非常に短い校長が多いという点で、ぜひ今後とも考えてほしいと思っております。
- さらに、これは議案の中ではありませんが、実施要領の中の昇任のところ、校長の任用に「新進気鋭にして」とあるのはどういう意味です

か。

○大澤 学校教育課長 言葉のとおりですが、例えば今のいろいろな教育課題の中で、教育ビジョンや教育戦略といったものに関し、新たな空気を吹き込むような人と理解しております。

○森山 委員 普通、新進気鋭というと、若くて、非常に鋭い感覚や意見、行動力を持っている人という意味になると思うので、違和感があります。必ずしも若い人を校長にはしないでしょ。

○大澤 学校教育課長 校長の場合につきましては、県から任用の条件が示されており、教頭経験が3年ある等の条件をクリアできれば、若い校長が誕生することになります。なかなか難しい状況であります。

○森山 委員 本当はもう少し若い人にしてほしいと思うけれども、ここはやや、羊頭狗肉であると感じます。

「進取の気性に富んだ」くらいならまだ分かりますが、この表現では若手を活用するという意志が強く出ている気がする。実態とは違う感じがします。余計なことでした。

○大澤 学校教育課長 ご意見ありがとうございます。

○青蔭 委員長 ほかにも委員の方々、質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。ほかにもないようございますので、質疑を終了いたします。これより、議案第34号につきまして採決いたします。本件の原案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青蔭 委員長 異議なしということでございますので、議案第34号は可決いたしました。

続きまして、日程第4 「大和市教育委員会委員長の選任及び委員長職務代理者の指定について」を議題といたします。

非公開とすべき人事案件でございますので、審議を非公開といたしますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 異議なしということでございますので、日程第4は非公開といたします  
委員長 す。

関係者以外の退席をお願いいたします。

なお、関係者として教育部長、教育総務課長を指定いたします。

それでは、暫時休憩といたします。

◎休 憩

(再 開)

(非公開の審議)

◎休 憩

○青 蔭 再開いたします。

委員長 ただいま委員長として私、青蔭を、委員長職務代理者として森山委員  
を選任いたしましたのでご報告申し上げます。

ここで、私から改めてごあいさつさせていただきたいと存じます。

先ほど皆様から、もう一年務めるようにとご意見をいただきました。  
諸事万端にわたりふつつか者でございます。皆様のご指導、ご鞭撻を仰  
ぎながら、大和市の子どもたちのために、少しでもよい、明るい、力強  
い児童・生徒をはぐくんでいくべく努力いたしますので、またこの1年  
よろしくお願い申し上げます。

それでは、書記より次回からの席次について報告をお願いいたしま  
す。

○書 記 次回からの席次でございます。1番、森山委員長職務代理者、2番、  
石川委員、3番、滝澤委員、4番、篠田委員、5番、青蔭委員というこ  
とでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○青 蔭 次に、大和市教育委員会教育長の任命につきまして、滝澤正氏を教育  
委員長 長に任命することに決定いたしました。

それでは、滝澤教育長にごあいさつをお願い申し上げます。



○滝澤 教育長 ただいまご指名をいただきました。私自身、大変微力でございますが、大和の子どもたちの明日に向けて、教育行政、補助執行等を、子どもたちのためにという一点に絞って、皆様のご指導やご協力をいただきながら、市民の期待に沿うように教育長として鋭意努力してまいりたいと思います。

教育委員の皆様には、本当にお世話になりますけれども、ご指導、ご鞭撻、ご支援のほど重ねてよろしくお願い申し上げます。

○青 蔭 それでは続きまして、その他に入ります。

委員長 各課で報告事項がございましたら順次報告をお願いいたします。

まず、「地震防災活動マニュアル」の見直しについて、西山指導室長。

○西 山 指導室長 それでは、学校の地震防災活動マニュアルの増補版についてご説明いたします。

大和市では、これまで学校の地震防災活動マニュアルというものがございまして、これにより地震災害に備えてまいりました。しかし、東日本大震災当日、3月11日には本市において震度5弱を記録し、公共交通手段がストップしたり、電話等の連絡方法が麻痺したり、各学校の対応も異なったりという混乱が見られました。

また、先ほどのマニュアルは、作成当時は全教職員に1冊ずつ配布することを目指したものでしたが、印刷部数に限りがあったため、ここ何年かは新採用者への配布ができていない状況もございました。

そこで、今回の東日本大震災において課題となった点や、これまでのマニュアルに盛り込まれていなかった対応などについて、その改定の要点をマニュアル増補版という形で市内全教職員に先日配布をし、その周知と対応の徹底をお願いしているところです。

内容としましては、まず基本方針の共有化を目指しました。具体的には「大和市において震度5弱以上の地震が観測された場合は、市内小中学校は、原則、直ちに授業を打ち切り、在校している児童生徒を安全に保護し、その後、保護者等に引き渡す」という方針でございます。こちらを明確に保護者、学校と共有したいということでございます。

さらに、学校での具体的な対応手順につきましては、ステップ1からステップ4までビジュアルにまとめ示してあります。この中では、地震についての情報入手の方法や、学校が保護者、教育委員会と連絡する方法を紹介してあります。

保護者の引き取りが遅れる場合は、各学校にある備蓄倉庫を活用し、夜間または朝方まで、児童・生徒の保護をすることについても触れております。

このほか最後には、東海地震の注意情報発表時においても、大地震の際の先ほどの基本方針を適用していくことを確認してあります。

今回はあくまで増補版ですので、今後は旧マニュアルを全面的に改訂していくことを検討しております。

以上です。

- 青 蔭 質問ございますか。  
委員長 石川委員。
- 石 川 これは学校の教職員向けで、こういうことは保護者にもきちんと知らせていく必要があるのですが、その辺はどうなっているのでしょうか。
- 西 山 今、保護者版を作成中でございます。校長会等に確認いただきながら、早い時期に発出したいと思っております。
- 青 蔭 石川委員、よろしいでしょうか。  
委員長 ほかにご質問ございますでしょうか。  
篠田委員、どうぞ。
- 篠 田 備蓄倉庫にある食料、毛布というのは、既に揃っているのでしょうか。
- 西 山 危機管理課の所管ですけれども、ある学校には毛布が多く、ある学校には食料が多い、ということがあり、それを今確認しているところでございます。学校には10月の小・中校長会で説明しながら、鍵をお渡しすることを考えております。
- 青 蔭 よろしいでしょうか。  
委員長 森山委員、何かございませんか。
- 森 山 このマニュアルはこれでいいのですけれども、実は予期せぬ大災害と

委員 というのは、特にマニュアルが役に立たない事態が想定されます。今回の東日本大震災のときも、いろいろなところでそういったことがあったと聞いております。要は、学校の教師、特に校長の対応能力が問われるわけです。危機の際には、マニュアルどおりにはいかないということをもう少し覚悟しておく必要が、同時にあると思います。その辺をどう訓練するかは大変難しいことですが、ぜひ覚悟だけは決めておく必要があると思っています。

○青 蔭 ほかにはよろしいでしょうか。

委員長 続きます、教育フォーラムの実施報告について、中田教育研究所長。

○中 田 第8回教育フォーラムを、9月3日土曜日に開催いたしました。委員教育研究  
所 長 の皆様には、ご多用の中ご参加いただきありがとうございました。参加者は157名でした。

全体は、基調講演、素案説明、パネルディスカッションという流れでした。基調講演では特に、学校の役割や、子どもの成長とはどういうことかが柱となりました。

パネルディスカッションでは、現在の社会の変化についてや、子どもたちに必要なもの、それぞれの立場でできること、大切なことは何かといった点を中心に議論が進みました。

参加いただいた皆様からのアンケートの一部をご紹介します。

大人像や教師像が大事だという意見や、学校、家庭、地域の連携の大切さとともに、ディスカッションで出てきた内容について身近に感じた、共感したといった意見がありました。具体的な連携の方法として、地域連携コーディネーターなるものについての提案もいただきました。また、自ら成長する力や未来を信じる力、学習意欲、よく国も言っている生きる力などについて、具体的にはどういうことかという議論を経て、実施計画策定を進めてほしいという意見もいただきました。

いただいたさまざまな感想、ご意見等を参考にして、策定の作業を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○青 蔭 委員長 ただいまご説明がございました。質疑がございましたらよろしく願  
いいたします。

森山委員。

○森 山 委員 今回のフォーラムは大変レベルが高く、高橋先生のお話は、あの短い  
時間の中ですべて理解するのはやや困難でしたが、参考になるお話が多  
くて、なるほどと思いながら聞いておりました。

今度の学校の基本理念、大和市の基本計画を決めていくに当たっての  
参考とするフォーラムだった中で、パネルディスカッションにおいてど  
なたかから、行政は何をするのかという提言がありました。そこは重く  
受け止めなければなりません。ともすると我々、行政側にある者として  
は、学校現場にこれを求める、あるいは家庭にこれを求めるということ  
が多くあります。しかし求めるばかりで、では行政はどうするのか、何  
に貢献してくれるのかと言われたときには、なかなか難しいところがあ  
るので、そこについてももう少し真摯に受け止めて考えなければと思いま  
した。

○中 田 教育研究  
所 長 ありがとうございます。

○青 蔭 委員 ほかにございますか。

篠田委員。

○篠 田 委員 私も教授のお話は、有意義なものだったと思います。パネリストの方  
のご意見にありましたが、生徒の意欲が重要であるという点で、意欲か  
ら学力の向上につながっていくとのお話には特に共感いたしました。

アンケートにあった、先生方のポジティブな生き方を子どもに見せて  
いただきたい、地域の立場でそれらすべてを応援したい、という前向き  
な意見を拝見し、さらに家庭での役割も重要であると思いました。教師  
が指導しやすい環境を作っていく、保護者が前向きな態度で学校を見て  
いくことが重要であると感じました。

今回、学校からも各家庭へ、教育フォーラムのお知らせで希望参加を  
募っていると思うのですが、学校関係者以外での市民の参加人数は分か

りますでしょうか。

○中 田 保護者以外に、市民、地域の方は、44名の参加をいただきました。  
教育研究  
所 長

○篠 田 保護者以外にというと市民の方ですか。  
委 員

○中 田 はい。保護者は31名です。  
教育研究  
所 長

○篠 田 そうですか。なかなかお知らせをもらっても、参加しづらいような雰  
委 員 囲気があるかもしれませんが、興味のある方はたくさんいらっしゃると思  
います。そういう方にも、これから少しでも多く参加していただき、  
いろいろな意見を聞ける場があると、もっと大きな意味があると思いま  
した。

それと、参加した方からお話を伺ったのですが、最終的に大和市の教  
育をどうしていくべきか、というところまで話を詰めて聞きたかったと  
のことでしたので報告します。

以上です。

○中 田 それぞれのお立場から非常に前向き、建設的なご意見等をいただきま  
教育研究 したので、早目に策定していきたいと思っております。ありがとうございます  
所 長 いました。

○青 蔭 よろしく願いいたします。  
委員長 ほかに。

石川委員、よろしいですか。

○石 川 私も有意義だったと思います。時間の制約がある中で、よく高橋先生  
委 員 がパネラーの方々のお話をうまくまとめられたと、すごいという感じを  
受けました。もしパネルディスカッションをやるのであれば、もう少し  
時間を取った方がよかったです。市民の方々のご意見の場があったので  
すけれども、結果的に時間がなくてほんの少しまだ程度になってしま  
ったので、もう少し周りからのご意見が聞けたらよかったですと感じまし

た。

○青 蔭 すみません、よろしいですか。

委員長 これが終わった後、次の朝、学校評議員の方がうちに来られ、パネリストの方々はどういう方法で選ばれたのか知っていますかと聞かれたので、恥ずかしい話、知りませんと答えるしかなかったのです。この答えを教えていただけますか。

○中 田 地域と保護者の代表ですが、学校長の代表が北部から出ておりますので、場所を考えて、中部から保護者代表、南部から地域の代表を選出いたしました。

○青 蔭 分かりました。ありがとうございます。

委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、「つる舞の里歴史資料館企画展及び休館について」、北島文化振興課長。

○北 島 例年行っておりますつる舞の里歴史資料館での企画展でございます。

文化振興 昨年度はメディアの露出など入館者数の増をねらい、大和市出身の漫画家の村上もとかさん、テレビドラマの「J I N-仁-」の原作者の方の企画展を実施しました。

今年は視点を地元に戻し、下鶴間ふるさと館、もともとは小倉家という家だった建物の解体時に発見された、床板から出てきた黒船の絵をキーワードにしました。ペリー来航という幕末の大きな出来事の際に、庶民はどのようにそれを捉えたのかということや、庶民の暮らしぶり、当時栄えていた下鶴間宿、大山詣でなどを題材にした企画展を考えてございます。

開催期間は、10月22日から12月18日まで2か月弱でございます。これに伴い、開催の準備期間と、終わった後に常設展に戻す期間に、つる舞の里歴史資料館と下鶴間ふるさと館を休館とさせていただきます。

以上でございます。

○青 蔭 ただいまご説明がございました。質疑等ございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声)

○青 蔭 委員長 続きまして、渋谷学習センターの停電に伴う休館について、西山生涯学習センター館長。

○西 山 生涯学習センター館長 渋谷学習センターは、民間のビルにテナントとして入っております。その関係で、ビル管理会社が年に1回、電気設備の点検をするため、その規定に基づき10月23日を臨時休館とさせていただきます。

これらについては、広報やまことや学習センターホームページ、館内掲示等でお知らせしております。

以上です。

○青 蔭 委員長 何かご質問ございますでしょうか。

(「ありません」の声)

○青 蔭 委員長 続きまして、台風15号に伴う被害状況について、堀内教育総務課長。

○堀 内 教育総務課長 9月21日の台風15号当日は、朝6時15分に教育長の判断で全校臨時休校にしましたので、児童・生徒の被害は特にございませんでしたが、風台風であったため学校内の倒木がかなりございました。

各学校の被害のうち、特に、道路に飛び出したものや、学校の敷地から出たものについてご説明させていただきます。

まず草柳小学校ですが、東西の木が倒れてしまいました。大きかったのは、体育館の西側の木が倒れて電線にかかってしまったことで、東電にも来ていただきました。最終的には、その日のうちに業者を呼んで処理が済んでおります。西門につきましても、道路に木が出てございましたが、そちらも当日に対応しております。

上和田小学校では、樹木が倒れて道路に出てございましたが、これも業者によりその日のうちに処理が済んでおります。

柳橋小学校では、北側のポプラの木の枝が折れて飛び、その前にある回転ずし店のフェンスを壊してしまいました。木は倒れなかったのですが、枝が折れて被害を与えてしまったため、現在、保険が利きそうなので保険対応をする予定でございます。

光丘中学校は、南東の角に物置が三つございます。そのうちの一つが、突風で舞ってフェンスを越え、外に出て道路を封鎖してしまいました。こちらには警察官も来て交通誘導していただくなど、かなり大がかりでした。重機を持っている業者にお願ひし、敷地内に倉庫を戻している状況でございます。当日の23時ぐらいまで職員も一緒に残って対応しまして、これが一番大きなものでした。

南林間中学校では、西側の給食車の出入口で倒木があり、これも道路に出てしまいましたが、市の施設担当職員により対応は済んでおります。また、北側の防球ネットについても、支柱の前の木が倒れ、ネットが押されて支柱が曲がってしまいました。10月3日以降に、業者にその支柱を見てもらい、折れてはいないので戻すことになると思います。

以上が主なもので、それ以外につきましては敷地内の倒木でした。運動会等あった学校については早目に対応し、ほかはまだ現在も対応していないところがありますが、順次対応したいと考えております。

○青 蔭

お疲れさまでございました。

委員長

続きまして、北島文化振興課長、よろしくお願ひいたします。

○北 島

文化スポーツ部の所管に関しては、人的なものも含めて特に大きな被害はございませんでした。

文化振興

課 長

学習センター、図書館、各スポーツ施設、歴史資料館等々ですけれども、少し強い雨が降ると雨漏りするの通常のこととございまして、それ以外に倒木や物置の転倒の被害がございました。

倒木等については、既に業者に発注して既に処理済み、あるいは予定が立っております。幸い道路等には影響がなく、敷地の中で収まりました。

以上でございます。

○青 蔭

お疲れさまでございました。

委員長

何かございますか。

○森 山

ありません。でも、何もなくてよかったですね。

委 員

○青 蔭

そうですね。人的被害がなくて何よりでございました。



委員長 事務局からございませんか。

(「はい」の声)

○青 蔭 委員の方からは、ほかに何かございませんでしょうか。

委員長

(「ありません」の声)

○青 蔭 特にないようですので、10月の会議日程をお知らせします。

委員長 10月の定例会は10月21日金曜日、午前10時からを予定しております。

◎閉 会

○青 蔭 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

委員長 これにて教育委員会9月定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時44分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成23年 9月29日

署名委員

署名委員

書 記

書 記